

農業経営の継続性と経営形態

—後継農業経営者の新規参入と経営資源の継承を中心に—

稲 本 志 良

1 はじめに

わが国の農業，特に土地利用型農業において家族経営が農業経営の大多数を占めてきているが，近年，その家族経営は多くの局面で変貌すると同時に，任意協同経営や農業法人経営などの成立・発展の事例が増加するなど，農業経営の経営形態の多様化が注目される．個人経営としての家族経営，集団経営としての任意協業経営，農業法人経営は，法律的・形式的側面においても，また経済的・実質的側面においても各々異なる性格，異なる経営内部構造を有しており，これらの相違はわが国の農業経営発展の方向や可能性などを考えるうえで重要な内容を含んでいる．

いま，一般的に農業経営を単一または複数の経営者，すなわち1つの経営管理機構のもとに組織された経営資源の集合体であり，農業経営発展を長期的にみた収益獲得能力の拡大と定義するならば，

- (1) 人的・物的経営資源の調達とそれによる経営資源の量的拡大及び質的向上．
- (2) 人的・物的経営資源の短期的・長期的効率の向上．
- (3) 人的・物的経営資源の農業経営者世代間の継承．

などはそのより具体的かつ基本的内容をなしている．農業経営発展をめぐるこれら3つの内容について更にいえば，(1)は経営資源の調達，特に土地・土地用役の調達における市場メカニズム，組織的調整の有効性の問題，(2)は個人経営と集団経営における経営管理機構とその効率の問題，(3)は個人経営と集団経営における経営の継続性の問題と密接に関連している．

これら3つの問題は相互に関連する関係にあり，かつ，何れも農業経営の経営形態に密接に関連する問題である．そして，これらの問題は，近年，何れも重要な農業経営問題になっている．本稿では，これら3つの問題のなかで(3)の農業経営の継続性の問題に限定し，それを後継農業経営者の新規参入とそれによる経営資源の農業経営者世代間の継承の問題として経営形態との関連を重視しながら理論的検討を深めることを課題とする．

後に詳しく検討するが，一般に，個人経営としての家族経営は自然人たる農業経営者のライフサイクル，すなわち新規参入（新規就農）—成長—引退という3つの過程をたどり，制

度的・形式的には農業経営者の引退又は死亡によって家族経営は終息し、後継農業経営者の新規参入によってその家族経営は継続されるという理解がなされる。他方、典型的には集団経営としての農業法人経営は自然人から独立した法人格をもち、個々の農業経営者のライフサイクルはあっても法人経営としてはその影響を直接的に反映することはなく、組織を通して農業法人経営は継続されるという理解がなされる。このように、個人経営としての家族経営と集団経営としての任意協業経営や農業法人経営とでは農業経営の継続性において制度的・形式的理解は異なると同時に、それらの実体も様々に異なる。これに関連して以下の検討に先だって、後継農業経営者の新規参入とそれによる経営資源の農業経営者世代間の継承の諸形態について整理して示しておく、以下のように整理できよう。

A 農家子弟の新規参入

- (1) 同一家族経営への就農とそれによる継承（家族経営内継承）。
- (2) 異なる家族経営への就農とそれによる継承（家族経営間継承）。
- (3) 集団経営への参加とそれによる継承（集団経営内継承）。

B 非農家子弟の新規参入

- (1) 既設家族経営への就農とそれによる継承（家族経営間継承）。
- (2) 新規家族経営の創業とそれによる継承（家族経営の創業・発展）。
- (3) 集団経営への参加とそれによる継承（集団経営内継承）。

以上の諸形態のなかで、A-1)はわが国で伝統的であり、最も多くみられる形態である。その他の形態は現在では少数事例であるが、将来にその重要性が強まると考えられる形態である。このように、後継農業経営者の新規参入とそれによる経営資源の継承の形態は多様であり、各々のもつ経済的問題や経済的意義は異なっている。本稿の課題の重要な内容はこの点に関連している。

以下、2では農業経営の継続性の最も基本的要素であり、前提である後継農業経営者の新規参入と定着の条件について検討する。3では後継農業経営者の新規参入過程における参入障壁について検討する。4では以上の検討結果に基づいて、先の分類のなかでA-1)（家族経営内継承）とB-2)（家族経営の創業・発展）とを対比しながら、後継農業経営者の新規参入による経営資源の継承の過程とその経済的意義について検討する。5では個人経営としての家族経営との対比に留意しつつ、集団経営における後継農業経営者の新規参入による経営資源の継承の過程とその経済的意義について検討する。6では最後に農業経営の継続性の経済的意義について検討する¹⁾。

- 1) 本稿は次の拙稿をもとに、本稿の課題にあわせてとりまとめたものである。(1)「今日における農業の担い手と後継者・新規参入者問題」(『農政研究資料第86-46号』、京都農業会議、1987年3月)。(2)「アメリカ農業における家族経営の変貌と経営形態」(『農業計算学研究』第20号、1987年12月)。(3)「日本農業の新段階と農業経営の基本課題」(『農林業問題研究』、才93号、1988年12月)。
なお、本稿に関する後継農業経営者の実態等についても上記拙稿(1)を参照。

2 後継農業経営者の新規参入と定着の条件

既に指摘したように、農業経営は単数または複数の農業経営者、すなわち1つの農業経営管理組織のもとに組織された経営資源の集合体である。このような農業経営の継続性は、農業経営における農業経営者の存在が先ず前提になることはいうまでもない。本稿の課題は、この観点からいえばその農業経営者の世代間での補充、すなわち後継農業経営者の存在のもとでの経営資源の継承を問題にしている。したがって、次節以降の検討に先だって後継農業経営者が農業経営に参入し、そこにおいて経営活動を継続する、すなわち新規参入と定着の条件を明らかにしておかねばならない。

いうまでもなく、この問題は経済的には人的資源をめぐる資源配分の問題であり、主体的には後継農業経営者の職業選択とそれに関わる意思決定の問題である。これに関して農業経営理論の教えるところは、次式、すなわち

$$\text{経営者労働報酬} > \text{経営者機会報酬} \dots\dots\dots(1)$$

が充たされることが後継農業経営者の新規参入と定着の条件ということになる。しかし、後継農業経営者の職業選択に関わる意思決定は極めて多くの要因に規定されており、本節ではこの点について検討しておこう。

ところで、1で示したように後継農業経営者の新規参入と経営資源の継承の形態は多様である。これを基礎にして後継農業経営者の新規参入と定着の条件を検討する場合、それが農家子弟であれ、また非農家子弟であれ、新規学卒後継農業経営者の職業選択と職業転換を伴う後継農業経営者の職業選択の2つの場合を区別して、それを規定する要因について検討する必要がある。

表1は新規学卒後継農業経営者が農業を選択するか、他産業を選択するかの意味決定を規定すると思われる要因を一覧表にして示したものである。以上の規定要因を1つ1つ説明する余裕はないが、大きく分類すると経済的要因、社会的要因、個人的要因に分類される。更に経済的要因は直接的要因と間接的要因に、直接的要因は短期的要因と長期的要因に分類される。新規学卒後継農業経営者は以上の諸要因を総合的に比較考量して農業を選択するか、他産業を選択するかの意味決定を行うが、最終的には新規学卒後継農業経営者の主観的総合評価が、

$$\begin{array}{ccc} \text{農業を選択することに} & & \text{他産業を選択することに} \\ \text{よって得られる厚生} & > & \text{よって得られる厚生} \end{array} \dots\dots\dots(2)$$

となる場合に農業を選択する。逆に新規学卒後継農業経営者の主観的な総合評価が、

表1 新規学卒後継農業経営者の職業選択を規定する要因

経済的要因	直接的	- 短期的所得水準と安定性（1日当り又は年間所得・賃金） - 長期的所得水準と安定性（生涯所得・賃金）
	間接的	- 福利厚生施設 - 社会保障 - 物的・経済的生活環境
社会的要因		- 職業自体のもつ特性 - 職業に体する社会的評価 - 人的・社会的環境
個人的要因		- 家族構成 - 学歴・健康・個性・好み

$$\begin{array}{l} \text{農業を選択することに} \\ \text{よって得られる厚生} \end{array} < \begin{array}{l} \text{他産業を選択することに} \\ \text{よって得られる厚生} \end{array} \dots\dots\dots(3)$$

となる場合に他産業が選択される。

次に、職業移動を伴う後継農業経営者の職業選択（職業移動）を問題にしよう。これらの後継農業経営者の職業選択（職業移動）を規定する要因は、基本的な点では表1に示した諸要因とほぼ等しいといえる。しかし、職業移動を伴う後継農業経営者の職業選択（職業移動）を規定する独自の要因として職業移動に伴う多くの経済的・心理的摩擦、すなわち職業転換自体から発生する経済的費用（例えば一定期間所得獲得の機会を失うことによる費用、農業技術の研修のための費用など）や心理的負担、更に居住移動に伴う経済的費用と心理的負担がある。これらの後継農業経営者の場合には表1に示された要因と同時に、以上のような経済的・心理的摩擦という要因を加えた総合評価によって職業選択（職業移動）が行われると考えるべきである。

以上、後継農業経営者の職業選択・職業移動の意思決定を規定する要因の検討を通して、後継農業経営者が新規参入するための条件を示した。しかし、後継農業経営者が農業経営に新規参入すると同時に、彼らが農業経営に定着すること、すなわち、後継農業経営者が農業経営者としての全ライフサイクルの過程にわたって定着することが必要である。したがって後継農業経営者の職業選択・職業転換の意思決定の過程においてだけでなく、その生涯にわたって次のような条件、すなわち

農業を選択したこと、農業へ職業転換したことによって得られる厚生 > 他産業を選択したこと、他産業に残留したことによって得られる厚生 …(4)

が充たされる必要があることはいうまでもない。

3 後継農業経営者の新規参入と参入障壁

ところで、従来からわが国の農業は参入障壁の高い産業であり、新規参入の困難な産業であるという理解がされてきた。このようなわが国の農業における高い参入障壁は、農業の技術的特質と関連すると同時に、わが国の農業構造の特質とも関連するものである。

第1に、農業が土地に多く依存する産業であると同時に、わが国の農業においてはその農地が希少であり、かつ、農地の取得に対する制度上の制約が強いということがある。わが国では農家の子弟が就農する場合には、農地は親から子への相続（ほとんどの場合無償で）という形が一般的であり、少なくとも農地の取得に対する制度上の制約はない。しかし、非農家子弟が農地を取得するにあたっては、一時に一定面積（多くの場合 50a 以上）の土地が取得されねばならないことが制度的に定められている。このことは、1つには適地に取得可能なまとまった面積の農地を見つけ出すことの難しさが、2つには一定面積以上の農地取得のための初期投資が著しく巨額になり、そのための資金調達が大きな負担になることを意味している。特に、近年の高地価は、更にその初期投資を巨額にしている。

第2に、農業技術が有機的生産にかかわる技術であり、多くの知識と経験に支えられた技能的技術が重要な役割を果たすこと、そして、その技術の修得には長い時間を必要とするということがある。近年の技術進歩は、一方で標準技術の確立を促進し、その修得のための時間を短縮化する方向に作用しているが、他方で技術の高度化をもたらすと同時に、より高度の技能的技術の修得を不可欠ならしめるようにも作用している。

第3に、農業が土地に多く依存し、有機的生産であるということが新規参入以降、一定の経営成果（農業所得）をあげるまでに長い期間を必要とするということがある。それは1つには典型的には開墾地の場合のように、その熟畑化のために数年を要するということがあり、既耕地の場合でもそれが数年放置されたものである場合には、その地力を復元するために数年を要するということがある。2つには、典型的には果樹にみられるように、新植後用役期に達するまでに数年の育成期間を要するということがある。これらはいずれも、少なくとも生活費を満たすに十分な経営成果を実現できるまでに、多くの時間と費用を要することであり、新規参入にあたっては先に指摘した初期投資と合わせて、しばしば多額の運転資金、生活資金を不可欠にしている。

第4に、資金調達の難しさがある。わが国の農業において多くの種類の制度資金、融資制

度が整備されている。しかし、これらはすべて農家を対象に整備されたものであり、非農家子弟の新規参入者がこれらの制度資金、融資制度を活用するにあたっては、信用保証、担保力などの点で多くの制約を生じる。これは制度上の問題と関連すると同時に、新規参入者の信用基盤の問題と関連している。

第5に、農村（集落）社会への参入と信用基盤の形成に長い年月を要するということがある。農村社会は確かに合理的・機能的組織としての側面を有し、これらの側面も新規参入者の営農・生活両面で重要な存在である。その農村社会においても特に、営農面に限定してみても農地の借入、機械作業受託、資金調達にあたっての信用保証などは、当該地域における信用基盤を不可欠とするものである。

以上に示したように、わが国の農業において多くの参入障壁が存在してきた。しかし、従来から指摘されてきたわが国の農業における参入障壁は、近年、いくつかの局面で変化し、ある局面ではそれが緩和されると同時に、新規参入に対する新たな経済的可能性が形成されてきていることに注目しなければならない。それは、特に近年の農業における技術進歩、地域農業構造・農村社会の変化、それに伴う新規参入に対する期待の高まりと行政・団体等による条件整備の動きなどと密接に関連している。

第1に、近年の農業における技術進歩は、先に指摘したように、確かに技術修得、適正規模の拡大に伴う初期投資の拡大など、参入障壁を高める方向に作用したが、他方、以下の点で参入障壁を緩和する方向にも作用し、また、新しい経済的可能性を形成してきている。

1つは農業における施設化の進展であり、土地節約的な施設化は、先に指摘した農地の取得をめぐる参入障壁を著しく緩和した。特に施設化は、中小家畜、園芸などの作目を中心に、施設利用農業の発展、高収益な施設利用経営の発展を可能にし、新規参入に対する新しい経済的可能性を形成してきた。

もう1つは、農業における機械化の進展であり、機械化は土地利用型農業、特に稲作における農家の階層分化と外部依存を促進し、土地用役（借地）、機械作業用役（作業受託）市場を形成し、農地取得をめぐる参入障壁を実質的に緩和した。それは、さらに大規模・高収益な土地利用経営の発展を可能にし、新規参入に対する新しい経済的可能性を形成してきた。

第2に、技術進歩、農外労働市場の変化などを背景に、近年の地域農業構造は大きく変化し、また、農村社会も変化した。特に新規学卒就農者の減少、離職就農者の高齢化、それらに伴う農業労働力の著しい高齢化、不安定兼業従事者の減少と安定兼業従事者の増加など、近年の農業の就業構造が大きく変化した。このような就業構造の変化は、一方で、中核農家の減少、安定兼業農家・高齢者農家の増加とこれらの農家の離農、他方で、農村人口の高齢化、基幹男子労働力のいない（中核農家のいない）集落の増加など、地域農業構造や農村社会の変化をもたらした。このような地域農業構造・農村社会の変化は、以下の点で参入障壁を実質的に緩和し、新規参入に対する新しい経済的可能性を形成してきている。

1つは、安定兼業農家、高齢者農家の増加は、土地利用率の低下(不作付地、捨て作りなど)、土地用役・機械作業用役市場の形成、これらの農家の離農による離農地の増加などをもたらしている。

2つは、中核農家の減少に伴ってわが国の農業の中核的担い手、地域農業の中核的担い手と位置づけされているこれらの中核農家の戸数を確保しようとする国レベル、地域レベルの認識が高まり、これと関連して新規参入への関心と期待が高まってきている。

3つは、基幹男子労働力(中核農家)のいない集落の増加、高齢化が著しく進んだ集落の増加に伴って、地域農業の活性化、農村社会の活性化の観点から地域に中核農家を確保しようとする認識が高まり、これと関連して新規参入への関心と期待が高まっている。

特に、最後の2つは、一方で新規参入に対する行政・団体等による条件整備と結びつき、他方で、従来ともすれば閉鎖的とされてきた農村社会の新規参入者の受け入れに関する有形・無形の条件の形成に結びついている。

4 後継農業経営者の新規参入と家族経営

(1) 農家子弟後継農業経営者の新規参入と家族経営の継承・発展

ところで、既に指摘したように、わが国の家族経営は農家子弟の後継農業経営者の新規参入、すなわち就農によって世襲的に継承され、発展してきている。その家族経営の農業経営者(経営主)は経営者としての役割、労働力としての役割、財産の所有者としての役割等を多重的に有しており、家族経営の継承・発展の過程は、後継農業経営者の就農によるこれら農業経営者の多重的役割の段階的継承の過程にほかならない。すなわち、これらの過程は、1つには家族経営における有形・無形の経営資源の継承の過程であり、2つには家族経営における後継農業者の経営教育の過程でもある。

まず、前者について以下の諸点に注目することが重要であろう。すなわち、家族経営は近年、きびしい競争条件のもとで、生産過程・流通過程における技術進歩を採用し、経営規模拡大をはかりながら発展してきた。この過程は、家族経営における経営資源の量的拡大及び質的向上の過程であり、それは2つに大別できよう。1つは土地、固定資本財などの有形の経営資源であり、2つは農業経営者の技術的・経営的知識と経験の蓄積、長期間かかって確立された生産過程・経営管理過程における家族内協業組織、農地の借入・機械作業受託・資金調達面での対外信用力など、無形の経営資源である。前者は技術進歩と規模拡大によって大規模化し、後者は近年の生産物・生産要素市場構造の変化のなかで、その重要性をますます強めている。

このような家族経営内における経営資源の継承の可能性は、次の2つの点において極めて重要な意味をもつ。1つは有形の経営資源の継承によって後継農業経営者が新規就農し、経営

発展を遂行していくための費用(初期投資)と時間が大幅に節約されるということ、2つは無形の経営資源は市場を通しての調達是不可能であり、すなわち、それは同一家族経営の後継農業経営者のみに継承可能であり、この無形の経営資源の継承も後継農業経営者が新規就農し、経営発展を遂行していくための費用と時間の大幅な節約を可能にするということである。

次に、後者、すなわち、経営教育の過程について以下の諸点に注目することが重要であろう。すなわち、既に指摘したように、家族経営における農業経営者は、経営者・労働力・財産の所有者などの役割を多重的に有しており、これらの役割は、しばしば経常的な生産・財売・経営管理活動などの過程で家族員間の分業と協業を通して遂行されている。特にここで注目すべき点は、農業経営者と後継農業経営者の間の分業と協業が後継農業経営者の経営教育の過程としての意味をもつということである。そして、このような家族経営内における後継農業経営者の経営教育は、自己の農業経営の実践の場、自己の農業経営の全体的問題解決の場で行われるものであり、これらは農業教育施設、先進農家研修など、家族経営外における経営教育による完全な代替は困難であるという点である。

(2) 非農家子弟後継農業経営者の新規参入と家族経営の創業・発展

以上に示されるように、後継農業経営者の新規就農によって有形・無形の経営資源が継承され、また、農業経営者による後継農業経営者の経営内経営教育の過程を伴いながら、家族経営は継承され、発展している。このような後継農業経営者の就農による家族経営の継承・発展の過程と非農家子弟の後継農業経営者の創業・発展の過程を比較すると、両者の間には多くの基本的相違があり、非農家子弟の後継農業経営者は、その創業・発展の過程においていくつかの固有な、かつ重要な問題に当面する。

第1に、後継農業経営者は創業にあたって土地、固定資本財など、すべての有形の経営資源を新規調達しなければならない。そのために初期投資が著しく多額になるということがあり、その結果、しばしば運転資金、生活資金、経営発展のための追加投資資金が制約される。また、継承すべき有形の経営資源がないということがあり、しばしば資金調達のための担保力が不足するという問題を生じさせている。

第2は、後継農業経営者はその創業・発展の過程で、無形の経営資源を全く新たな段階から形成しなければならない。特に、土地及び土地用役(借地)、機械作業用役の調達、生産物市場における有利販売、資金調達(保証人確保も含めて)などのための信用基盤の形成が不可欠である。

第3に、後継農業経営者においては、特にその創業期において農業経営者による経営内経営教育の機会を有しないということがある。確かに新規参入前において、種々な施設・機関・先進農家での研修は可能であり、また、新規参入後もこれらによる指導・助言を受けることは可能であるが、自己の経営内、すなわち、全体的問題解決の場における経営教育の機会は

有しない。

第4に、後継農業経営者の新規参入が職業移動と同時に生活の場所の移動を伴う場合には、生活条件の確保も不可欠な問題である。特に創業期における生活費の確保、住宅・生活環境の確保ということが不可欠の条件である。

以上に指摘するように、非農家子弟の後継農業経営者はその創業・発展の過程において、農家子弟の後継農業経営者による家族経営の継承・発展の過程に比較して多くの固有な、かつ重要な問題に当面する。

(3) 小 括

以上、本節では多種多様な参入障壁のもとで、非農家子弟後継農業経営者の新規参入による家族経営の創業と、農家子弟後継農業経営者による家族経営の継承（家族経営内継承）の過程を対比する形で検討した。

これらの検討結果から理解されるように、既設の家族経営は各々に超過収益力をもつ特殊化された人的・物的資源、有形・無形の経営資源を保有し、当該農家子弟後継農業経営者の新規参入、すなわち家族経営内継承はその特殊化された経営資源が特殊化された経営資源として継承される過程であり、また新たな特殊化された経営資源の形成の過程でもある。これに対し、非農家子弟後継農業経営者の新規参入とそれによる家族経営の創業の過程は新たに経営資源の調達を行い、それらの経営資源を超過収益力をもつ特殊化された経営資源へ転換していく過程である。これらのことは、両者の間に家族経営における経営資源の継承過程の効率に相違のあることを意味しており、これらの効率の相違は私経済的にはいうまでもなく、社会経済的にも重要な経済的意味を有していることに注目しておかねばならない。

5 後継農業経営者の新規参入と集団経営の継続性

次に、集団経営の継続性を後継農業経営者の新規参入とそれによる経営資源の継承という観点から検討しよう。この問題の検討においては、個人経営としての家族経営と集団経営としての任意協業経営や農業法人経営との法律的・形式的にみた内部経営構造の相違をどのように理解しておくかということが重要である。これらに関して本稿との課題に関連するいくつかの側面について、簡単に整理して表2に示しておこう。なお、ここでは農業法人経営を土地利用を行う農業生産法人に限定し、かつ農業生産法人のなかで農事組合法人と有限会社の間にはいくつかの重要な相違もあるが、本稿の課題の分析上支障のない範囲で両者を農業生産法人として1つにまとめて取り扱っておく²⁾。

表2に整理して示したように、個人経営としての家族経営と集団経営としての任意協業経営、農業生産法人経営との間で、また任意協業経営と農業生産法人経営との間で、それらの

表2 経営形態別にみた経営内部構造

	個人経営	集団経営	
	家族経営	任意協業経営	農業生産法人
(1) 経営（企業）実体の性格	単独自然人	複数自然人	複数出資者から独立した法人
(2) 事業の継続性	死亡によって終息	合意された期間 構成員の死亡による終息	永久ないし定められた期間
(3) 責任形態	無限責任	無限責任	有限責任
(4) 資本の源泉	個人の投資・借入金	構成員の提供（出資）・補助金	構成員、社員の出資・借入金・補助金
(5) 土地・土地用役の調達	相続・購入・借入	提供・借入	出資・購入・借入
(6) 意志決定	所有者	構成員の合意	構成員・社員の合意
(7) 利権の移転	個人経営の終息	協業経営の解体、 もし構成員全体の合意がなされれば 新しい協業経営の設立が可能	持分の委譲（構成員・社員間） は経営体の継続性に影響しない
(8) 所有者の死亡	清算	清算または生存構成員への売却	法人経営に対しては影響なし。持分は遺産または相続によって残る。

経営内部構造は多様に異なっている。そしてこれらは、後継農業経営者の新規参入とそれによる経営資源の継承、すなわち農業経営の継続性に対して異なる意義を有している。これに関して、特に次の観点に注目しておかねばならない。

(1) 単独の所有者によって所有され、経営管理される家族経営は、その所有者・経営者のライフサイクルに直接的な影響を受けるが、複数の所有者（土地・資本の提供者、出資者）によって所有され、経営管理される集団経営は、個々の所有者・経営者のライフサイクルは不可避としても組織（集団）的には直接的な影響は受けない。

(2) 以上の点を本稿の課題である農業経営の継続性に関連する(2)事業の継続性についてみると、形式的には所有者・経営者の死亡（引退）によって家族経営は終息し、任意協業経営も構成員の死亡（脱退）によって終息することもある。しかし、農業生産法人経営においては構成員・社員の死亡（脱退）に影響されず、永久ないし定められた期間にわたって事業の継続性は維持される。

(3) また、(7)利権の移転、(8)所有者・出資者の死亡の経営体の継続性に与える影響も家族経営、任意協業経営、農業生産法人経営によって各々異なっている。利権の移転、所有者・出資者の死亡によって形式的には家族経営は終息し、清算され、任意協業経営は解体、清算される場合もあれば組織的対応、すなわち構成員の合意と対応によって継続され、農業生産法人経営は持分の委譲・相続によって継続される。

(4) 以上のことに関連させながら後継農業経営者の新規参入に対する参入条件(参入障壁)についてみると、家族経営、任意協業経営、農業生産法人経営とでは各々異なる。家族経営の場合には1で示した家族経営内継承と家族経営間継承との間でも異なるが、一般的には近年の技術革新によって農業経営の最小規模が著しく拡大し、相続や個人的努力による大量の要素調達には多くの制約を生じる。これに対し集団経営は大量の要素調達を組織的対応によって行っている。すなわち、後継農業経営者の新規参入に関して任意集団経営においては構成員の合意によってその参入条件は緩和され、また農業生産法人経営においては規定の出資、労働提供(常時従事者の要件を充たす)によって、また構成員・社員相互間の相続・委譲によってその参入条件は制度的に整備されており、緩和されている。

なお、以上は農業経営の継続性をめぐる法律的・形式的側面であるが、次に実質的側面として、特に家族経営に関して検討した後継農業経営者の新規参入と経営教育の過程について指摘しておこう。4において農家子弟後継農業経営者の新規参入による家族経営の継承・発展の過程と、非農家子弟後継農業経営者の新規参入による家族経営の創業・発展の過程を対比しながら、新規参入者の経営教育について検討した。この点において両者の間に大きな相違のあることを指摘してきたが、次に特に非農家子弟後継農業経営者の集団経営への新規参入についてみると、次の2点を指摘することができる。第1に農家子弟後継者の新規参入による家族経営内継承の場合と同様に、集団経営内部においても経営教育の過程が存在しているということであり、第2にしかもそれが集団経営においては組織(集団)を通してなされているということである。

以上にみるように、後継農業経営者の新規参入による農業経営の継続性は個人経営としての家族経営、集団経営としての任意協業経営、農業生産法人経営の間で異なっており、これらの相違の多くは各々の経営形態上の性格を反映する経営内部構造の相違と密接に関連している。そのなかで農業生産法人経営は形式的にも、また実質的にも後継農業経営者の新規参入の条件が最も整備されており、農業経営の継続性の条件を最も多く有していると考えられる。

- 2) わが国の農業法人制度に関しては、とりあえず『新訂農業法人の経営実務』(全国農業会議所、1984年6月)を参照。またアメリカにおける農業経営の経営形態、特に家族経営と法人経営については拙稿(前掲(2))を参照。

6 むすび—農業経営の継続性の経済的意義—

以上、本稿では農業経営の継続性を、後継農業経営者の新規参入とそれによる経営資源の継承という観点から経営形態との関連を重視して理論的検討を行ってきた。既に指摘したように、農業経営は単独あるいは複数の経営者、すなわち1つの経営管理機構のもとに組織さ

れた人的・物的経営資源の集合体である。そしてこれらの経営資源は当該経営に特殊化された経営資源であり、市場に存在する一般的な人的・物的資源とは異なる。本稿で課題とした後継農業経営者の新規参入とそれによる経営資源の継承の過程、すなわち農業経営の継承・発展の過程は、特殊化された経営資源の継承の過程であると同時に経営資源の特殊化の過程でもある。このような実体を内容とする農業経営の継続性はいくつかの重要な経済的意義を有している。

1つは長期的にみた経営資源の効率性を維持・増進させる基礎条件であるということである。このことは農業経営の発展の結果、経営資源が大量に集積された段階において特に重要な経済的意義をもつ。

2つは農業経営における長期的な意思決定に対して有効な動機づけを与えるということである。農業経営の継続性に関する不確実性の軽減は、機械・施設投資や農地取得投資などの長期投資が増加する場合に特に重要な意義を有している。

3つは農業経営をめぐる多くの利害関係者の経済的・心理的厚生を維持・増進させるということである。このことは近年の土地利用型農業におけるように、多くの農家の農地の受託、機械・施設作業の受託などが増加している場合には特に重要な意義を有している³⁾。

- 3) 本稿の課題は経営学、会計学における継続事業体(going-concern)概念と関連するものであるが、これについては次稿で論じる予定である。